更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日の翌日以降更生計画認可決定日の前日までの延滞金等　156件　額未定
更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等　156件　額未定

２　権利の変更

⑴　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等は、徴収の権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受ける。

⑵　更生手続開始決定日から１年を経過する日までの延滞金等は、全額につき免除を受ける。

⑶　更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日の翌日以降更生計画認可決定日の前日までの延滞金等は、徴収の権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受ける。

⑷　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等は、全額につき免除を受ける。

⑸　免除の効果は、更生計画認可決定確定時に発生する。

３　納付方法

免除後の債権額の全額を、別表７「優先的更生債権納付計画表（租税等の請求権）」記載のとおり、３等分の上、平成22年９月を第１回目の弁済期として、平成24年９月まで、毎年９月末日限り、均等分割弁済（第１回目及び第２回目の納付額は、３等分により生じた小数点以下を切り捨てた金額とし、第３回目の納付額は納付額の総額から第１回目及び第２回目の納付額を差し引いた残額とする。）を行う。

第２款　労働債権（退職金債権等）

なし

第４節　一般更生債権

１　確定債権

⑴　通常の一般更生債権　210件　211億2799万8409円

別表８－１「一般更生債権弁済計画表」記載のとおり。

⑵　条件付一般更生債権（敷金返還請求権）　82件　６億6663万3273円

別表８－２「一般更生債権弁済計画表（敷金返還請求権）」記載のとおり。

⑶　担保権異議による一般更生債権　69件　1191億844万6988円

別表８－３「一般更生債権弁済計画表(担保権異議による一般更生債権)」記載のとおり。

２　権利の変更

⑴　利息等の免除

各一般更生債権者の確定一般更生債権のうち、更生手続開始決定後（更生手続開始決定当日分を含む。）の、利息、債務不履行による損害賠償金、双方未履行契約の解除による損害賠償金及び違約金の請求権の全額について免除を受ける（以下、免除後の確定一般更生債権を「利息等免除後確定一般更生債権」という。）。

本号による免除の効果は更生計画認可決定確定時に発生する。

⑵　免除率及び弁済率

各一般更生債権者の「利息等免除後確定一般更生債権」を、次の表の「区分」欄のとおり区分し、各区分について、同表「免除率」欄のとおり免除を受ける。

本号による免除の効果は更生計画認可決定確定時に発生する。

区　分		免除率	弁済率
Ａ部分	50万円以下の部分	0%	100%
Ｂ部分	50万円超１億円以下の部分	92.5%	7.5%
Ｃ部分	１億円超10億円以下の部分	96.0%	4.0%
Ｄ部分	10億円超の部分	97.2%	2.8%

３　弁済方法

⑴　各一般更生債権者のＡ部分については、全額を更生計画認可決定後３か月以内に一括して弁済する。

⑵　各一般更生債権者のＢ部分、Ｃ部分、Ｄ部分については、免除後の残額を、別表８－１「一般更生債権弁済計画表」又は別表８－３「一般更生債権弁済計画表（担保権異議による一般更生債権）」記載のとおり、３等分の上、平成22年９月を第１回目の弁済期として、平成24年９月まで、毎年９月末日限り、均等分割弁済を行う。

４　繰上げ弁済

本節第３項の規定にかかわらず、管財人は、裁判所の許可を得て、各分割金について、割引率年５％によって計算した弁済日における現在価値相当額の合計額を、一般更生債権者の全部又は一部に対し、一律に、一括弁済することができる。

５　手付等の保証に係る更生債権の弁済期

別表８－１「一般更生債権弁済計画表」又は別表８－３「一般更生債権弁済計画表（担保権異議による一般更生債権）」の備考欄に「手付等保証」の記載のある債権については、当該債権に係る債権者の更生会社に対する求償権が現実に発生する場合に、本節第２項による免除後の金額を本節の規定に従い、弁済する。

６　条件付一般更生債権（敷金返還請求権）

⑴　弁済額及び弁済期

別表８－２「一般更生債権弁済計画表（敷金返還請求権）」記載の各債権については、更生計画認可決定確定時において、会社更生法第48条第３項の規定に基づき共益債権とされる金額を控除した後の残額について、本節第２項の規定による免除を受ける（以下、免除後の金額を「免除後敷金」という。）。

管財人は、賃貸借契約終了に伴う当該賃貸物件の返還日以降において、①会社更生法第48条第３項の規定に基づき共益債権とされる金額及び②「免除後敷金」の額の合計額から、当該賃貸借契約に基づき差し引かれるべき金額を控除した残額を弁済する。

なお、本節第３項⑴のＡ部分の弁済日以前に賃貸借契約が終了する場合において、当該賃借人が敷金返還請求権以外の一般更生債権を有している場合には、当該賃借人に不利益が生じないように一般更生債権に対する弁済額との調整を行った上、裁判所の許可を得て適切に弁済する。

⑵　賃貸物件の譲渡

更生計画認可決定後、管財人が「賃貸物件」を賃借人付きのまま譲渡する場合、賃借人の有する敷金返還請求権については、①当該譲渡時において会社更生法第48条第３項の規定に基づき共益債権とされる金額及び②「免除後敷金」の額の合計額から、当該譲渡時までに発生した賃借人の管財人に対する賃貸借契約上の債務の額を控除した残額の範囲で、譲受人に承継される。